

議案第81号

損害賠償の額を定めることについて

勝山市郡町1丁目北部第三公園周辺道路において発生した物損事故について、損害賠償の額を次のとおり定める。

記

1 損害を賠償する相手方の住所及び氏名

住所 勝山市

氏名

2 事故の概要

令和元年12月18日午後4時05分頃、訪問先からすこやかに戻る途中、多々川橋交差点において、一旦停止を十分確認せず直進したため、右方向からの直進車（相手方）と衝突し両車両を破損したものである。

3 損害賠償の額 金128,242円

令和2年2月25日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

物損事故による損害を賠償するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、この案を提出する。